

岩手県告示第658号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成20年9月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成20年7月30日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 中村建設株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市三陸町越喜来字杉下15番地2
  - ウ 代表者の氏名 佐藤道夫
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第1758号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年7月28日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成20年8月1日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 株式会社阿部建設
  - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町葛巻第20地割56番地3
  - ウ 代表者の氏名 阿部茂
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第5987号
- (3) 処分の内容 土木工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年7月30日付けで土木工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成20年8月6日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 株式会社宅石組
  - イ 主たる営業所の所在地 久慈市山形町川井第9地割38番地の5
  - ウ 代表者の氏名 宅石正一
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8222号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年8月4日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成20年7月30日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社畑山建設
  - イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町下夕前田73番地1
  - ウ 代表者の氏名 畑山安男
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第9300号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成20年7月29日付けで建築工事業、大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 5(1) 処分をした年月日 平成20年8月5日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 帷子建装
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字土川第1地割56番地
- ウ 代表者の氏名 帷子敬治
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第10016号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年8月5日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成20年7月29日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 畠山設備工業
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字室小路426番地
- ウ 代表者の氏名 畠山松男
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第10098号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年7月7日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成20年8月4日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社東洋健勝
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市名須川町18番4号
- ウ 代表者の氏名 東野洋子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第20305号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年8月4日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成20年8月8日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 ホクヒン産業株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 北上市常盤台三丁目1番22号
- ウ 代表者の氏名 佐藤哲二
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第50036号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年8月7日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成20年8月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 及川緑化

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字小石田149番地7

ウ 代表者の氏名 及川規

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第60128号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年8月1日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成20年8月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社阿部建設

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町葛巻第20地割56番地3

ウ 代表者の氏名 阿部茂

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-16)第5987号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年7月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成20年8月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社宅石組

イ 主たる営業所の所在地 久慈市山形町川井第9地割38番地の5

ウ 代表者の氏名 宅石正一

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-19)第8222号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年8月4日付けで土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。